

○個人情報の保護に関する法律施行条例

令和 4 年12月21日

条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

(個人情報取扱事務登録票)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を検索することができる形で個人情報が記録された地方公共団体等行政文書（公務員等に関する個人情報で専らその人事、給与若しくは福利厚生に関するもの又はこれらに準ずるものが記録された地方公共団体等行政文書並びに個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報が記録された地方公共団体等行政文書を除く。）を使用する事務に限る。以下この項において「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録票を作成しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 本人として取り扱う個人の範囲
- (5) 個人情報の利用目的
- (6) 個人情報の項目
- (7) 個人情報の収集先及び収集方法
- (8) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
- (9) 個人情報取扱事務に係る個人情報を利用する組織の名称
- (10) 個人情報取扱事務に係る個人情報を提供するときは、その提供先及び項目

2 実施機関は、個人情報取扱事務登録票に記載した事項に変更があったときは、直ちに、当該事項を修正しなければならない。

3 実施機関は、個人情報取扱事務登録票を市長が別に定める閲覧場所において一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の手数料の額は、無料とする。

2 法の規定により保有個人情報が記録されている文書(複写したものを含む。)の写しの交付を受ける開示請求者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第7条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。

(2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。